

使用する校舎を指す。

- ④「構造」は、木造、鉄筋コンクリート等の区分による。
- ⑤「計」は、様式第2号の「全体」の各事項とそれぞれ一致させる。

#### (22) 様式第9-2号

本様式は、様式第2号で記入した校舎のうち、教室に係る詳細な内訳を記入する。

「遠隔授業を行うための設備」に関しては、有無を選択し、有の場合は詳細を記入する。

#### (23) 様式第10-1号

①本様式は、認定申請する教育課程について作成する。一つの機関が複数の教育課程について認定申請する場合は、その教育課程ごとに作成する。教育課程の編成にあたっては「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を参照する。

②「教育課程の名称」では、まず、留学のための課程、就労のための課程、生活のための課程の別を選択し、留学のための課程については、さらに、認定申請する課程の名称を記入する。

③「設置目的・経緯」「主たる対象」には、認定申請する課程を設定する目的、設置に至った経緯、主たる対象についての説明を具体的に記入する。例えば「留学生」等の、単に属性だけでなく、生徒が希望する主な学習目的や日本語能力を始めとして、教育課程編成に際し想定する生徒の特徴等について具体的に記入する。

④「教育課程の到達目標」には、認定申請する当該教育課程の到達目標について、具体的な言語能力記述文（Can do）で設定した内容を記入する。

⑤「日本語能力の到達目標」には、認定申請する当該教育課程が目標として設定するレベルについて、「言語活動ごとの到達目標」には、五つの言語活動のそれぞれで目標とするレベルについて、「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度のうち該当するレベルを選択する。

⑥「修業期間」は、認定申請する当該教育課程について、修了までの期間を1年、1年6か月、2年のように、年、月で記入する。

⑦「総学習時間」は、修業期間中の授業総時間数を記入する。留学のための課程については単位時間を用い、〇〇単位時間と記入する。就労のための課程、生活のための課程については〇〇時間と記入する。

例：留学のための課程 760 単位時間、

就労のための課程、生活のための課程 100 時間

※留学のための課程については、機関の種別にかかわらず、認定基準第20条第2項の規程に基づき、大学または専門学校である認定機関で日本語教育課程以外の科目の履修（上限160単位時間）によって日本語教育課程の授業時数として算入する科目がある場合に、該当があれば○を、該当しない場合は×を選択する。○を選択

した場合は、該当する科目の合計学習時間を 100 単位時間のように、単位時間で記入し、該当科目について添付書類「(24) 授業科目の内容を示す資料」を提出する。  
※就労のための課程、生活のための課程については、認定基準第 25 条第 2 項、第 3 校、告示第 4 条第 1 項対面に相当する効果がある同時双方の遠隔授業を実施する時間数を実施する場合に、該当があれば○を、該当しない場合は×を選択する。○を選択した場合は、実施する時間数を記入する。

⑧「総授業週数」は、修業期間中、授業を行う週が何週あるのかを記入する。

例：35 週

⑨「1 日あたりの授業時間」は、1 日に行う授業時間数を記入する。留学のための課程については単位時間を用い、○○単位時間/日と記入する。また、何分間で 1 単位時間としているかを、1 単位時間=○○分と記入する。就労のための課程、生活のための課程については○○時間/日と記入する。

例：留学のための課程 4 単位時間/日 1 単位時間=45 分

就労のための課程、生活のための課程 2 時間/日

⑩「1 週あたりの授業時間数」は、1 週間に授業を行う合計の時間数と、1 週間に授業を行う日数を記入する。留学のための課程については単位時間を用い、○○単位時間/週（1 週=○日）と記入する。就労のための課程、生活のための課程については○○時間/週（1 週=○日）と記入する。

例：留学のための課程 20 単位時間/週（1 週=5 日）

就労のための課程、生活のための課程 6 時間/週（1 週3 日）

⑪「成績・修了要件」には、認定申請する当該教育課程において定められた成績の判定方法、修了を認定するための要件を記入する。

⑫「日本語教育課程のレベル設定の概要」は、認定申請する当該教育課程におけるレベル設定について作成する。作成に当たっては、当該教育課程における修業時間、総学習時間を勘案し、当該教育課程の到達目標を達成することが見込めるよう「1 週あたりの授業時間数」「期間」「合計授業時間数」が適切に配分されているか、また、当該レベルの学習に必要な学習時間が適切に確保されているか確認する。

「参照枠」で「日本語教育の参照枠」のレベルのうち該当するものを選択し、「レベル設定」には当該教育課程で設定するレベルの名称を記入する。その際、レベルの名称は問わない。また、「参照枠」は当該教育課程で設定するレベルに応じて同じレベルを繰り返し選択することができる。

各レベルについて、到達目標、設置するクラスのクラス名、1 週あたりの授業時間数、期間、そのレベルにおける合計授業時間数を記入する。各レベルの「到達目標」は、当該教育課程の到達目標を達成するための段階的な目標について言語能力記述文 (Can do) で具体的に記入する。設定した全てのレベルの合計の期間、合計授業時間数を合計欄に記入する。合計した期間と合計授業時間数が、本様式 10-1 号上段の、当該教育課程の「授

業週数」「総学習時間」と一致しているか確認する。

※「様式2」や添付資料の「学則」等に記載されている内容と齟齬がないかについても確認する。

例)

参照枠	レベル設定	到達目標 (Can do)	クラス名	1週あたりの 授業時間数	期間 (月数・週数)	合計授業時間数
A2	初級 I	.....	初 I-A 初 I-B	〇〇 (単位) 時間	〇か月・〇週	〇〇 (単位) 時間

#### (24) 様式第 10-2 号

①本様式は、様式 10-1 号「日本語教育課程の概要、日本語教育課程のレベル設定の概要」を踏まえ、当該教育課程におけるレベル設定と当該教育課程に設置する授業科目ごとに、学習目標、学習成果の評価と成績、学習時間、学習内容の概要、授業の方法・形式、使用教材の内容と、レベル設定や授業科目等の相互の関連性等について、教育課程全体の内容が体系的に計画されていることを確認するもので、認定申請する教育課程について作成する。一つの機関が複数の教育課程について認定申請する場合は、その教育課程ごとに作成する。「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を参照し、当該教育課程の設置目的や到達目標等を踏まえ、教育内容を具体的に記入する。

②最上段の「教育課程の名称」は、認定申請する当該教育課程の名称を記入する。

③上段の「科目全体」では、当該教育課程に設置する授業科目の数に応じて、使用する欄を左右に増減させることができる。「授業科目名」の各記入欄には、当該教育課程に設置する全ての授業科目を一つずつ記入し、「言語活動」には、その授業科目が「日本語教育の参照枠」の五つの言語活動のうち、該当する言語活動について記入する。複数の言語活動を組み合わせた言語活動統合型の授業科目を設置する場合も、授業科目名の下「言語活動」の欄に、該当する複数の言語活動を記入する。さらに、「到達目標」には、当該授業科目の、修業期間をとおしての到達目標を言語能力記述文 (Can do) で具体的に記入し、「総学習時間」には、当該授業科目について、修業期間をとおしての総学習時間を記入する。

④レベル設定ごとに、実施する授業科目、学習目標 (Can do)、学習成果の評価・成績、学習時間、授業科目の概要、教材等について記入する。一つのレベル設定について 1 ページ使用する。一つの授業科目を実施するレベル設定の数が多い場合は、使用する欄を下方方向に増やすことができる。

※様式 10-1 号「日本語教育課程のレベル設定の概要」で記入したレベル設定と一致していること。

※授業科目全体としての到達目標を達成しうよう、各レベル設定の学習目標や学習時間が設定されていることを確認すること。

⑤一つの授業科目を、複数のレベル設定を縦断して実施する場合、当該授業科目につい

て、レベル設定ごとに学習目標（Can do）、学習成果の評価・成績、学習時間、授業科目の概要、教材等について記入する。なお、当該教育課程の履修によって習得が見込める日本語能力、また長期的または一定のまとまりのある期間をとおして習得を目指す日本語能力について「到達目標」と示し、生徒が到達目標を達成するための具体的な教育内容について関するものについて「学習目標」と示している。

一つの授業科目を、一つのレベル設定単独で実施する場合は、科目全体の欄と、該当するレベル設定にのみ必要事項を記入し、実施しないレベル設定の欄には斜線を引く。この場合、科目全体の到達目標、総学習時間は、実施するレベル設定に記入する学習目標と学習時間は同一となる。

例：初級、中級、上級の3段階のレベル設定の教育課程において、「初級」「中級」「上級」三つのレベル設定を通して、授業科目「聴解」を実施する場合

当該教育課程における「聴解」全体としての到達目標、総学習時間を「科目全体」の欄に記入する。その上で、それぞれのレベル設定での授業科目「聴解」について記入する。「初級」における「聴解」の学習目標、学習成果の評価・成績、学習時間、授業科目の概要、教材等を記入する。そして、「中級」における「聴解」の「聴解」の学習目標、学習成果の評価・成績、学習時間、授業科目の概要、教材等を記入する。さらに、「上級」における「聴解」の学習目標、学習成果の評価・成績、学習時間、授業科目の概要、教材等を記入する。

例：初級、中級、上級の3段階のレベル設定の教育課程において、「中級」でのみ授業科目「日本事情」を実施する場合

「科目全体」の欄の必要事項（授業科目、言語活動、到達目標、総学習時間）を記入し、「中級」の必要事項（学習目標、学習成果の評価・成績、学習時間、授業科目の概要、教材等）を記入する。その上で、当該授業科目を実施しない「初級」「上級」の記入欄には斜線を引き、実施しないレベルに斜線を引くことで、単独レベルでの実施される授業科目であることを明確にする。

⑥「学習目標」には、一つのレベル設定において実施する授業科目の学習目標を Can do で具体的に記入する。

⑦「学習成果の評価・成績」には、当該授業科目における形成的評価、総括的評価について、学習成果の評価を行う時期や頻度、評価の方法、評価基準等、具体的な内容を記入する。成績の判定を行う場合は、成績の判定の方法や基準についても記入する。

⑧「学習時間」には、当該授業科目について、総学習時間をレベル設定ごとに配分し、当該レベル設定で実施する時間を記入する。このとき、当該授業科目を実施する、全てのレベル設定における学習時間の合計が、「科目全体」の「総学習時間」と一致しているか確認する。記入し、各レベルの「学習時間」には、当該科目について、そのレベルで実施する学習時間を記入する。

⑨「授業科目の概要」には、一つのレベル設定における当該授業科目について、学習内

容や実施方法、形式等について具体的に記入する。例えば、取り上げる課題や扱うテーマや話題、場面、学習項目、具体的な教室活動や方法等、また、学習の形態（個別・ペア・グループ等）や、形式（知識や情報の伝達の一方向、問答、発表や議論といった双方向、多方向等）、総合学習等の内容について、具体的な内容を記入する。

また、認定基準第24条第6項ただし書きに基づき、同時に授業を行う生徒の数が20人を超える授業科目がある場合には、「授業科目の概要」にその旨を記入するとともに、使用する教室や具体的な指導内容・方法についても記入する。

※授業科目の概要に「日本語教育課程編成のための指針」に基づいた内容が記入されていることを確認する。

※就労のための課程、生活のための課程において同時双方向の遠隔授業を行う場合は、その旨を記入する。

※留学のための課程において、ゲストスピーカー等による同時双方向の遠隔授業を部分的に取り入れることが計画されている場合は、その旨記入する。

⑩「教材等」には、各授業科目、各レベルで主に使用する教材や、教材として扱う素材について記入する。市販の教材の場合は具体的な教材名を記入する。独自に作成した教材の場合はその旨を記入する。

※なお、様式10-2号のうち、機関が選定した3～5の授業科目について、詳細な内容を任意様式で作成し、添付書類「(24) 授業科目の内容を示す資料」として提出する。授業科目の選定に当たっては、各機関における一般的な授業内容を示すのにふさわしい授業科目を選定する。選定に当たっては、複数の異なるレベル、異なる授業科目を選定すること。

例) 初級、中級、上級の3レベルが設定されている場合、

○初級1科目（聴解）、中級2科目（会話、作文）

○初級1科目（聴解）、中級1科目（会話）、上級1科目（作文）

×中級の3科目（聴解、会話、作文）について提出

#### (25) 様式第10-3号

①本様式は、様式10-1号、様式10-2号を踏まえ、実際の教育課程の運用について確認するもので、当該教育課程におけるレベル設定ごとに、授業科目について具体的な時間割を記入する。

②様式10-1号、様式10-2号のレベル設定と一致していることを確認する。

※複数の教員で一つの授業科目を分担する場合も、当該授業科目の学習目標の到達を目指し、及び教育課程全体について理解し、さらに教育課程全体におけるそれぞれの分担内容の位置づけ・役割について全ての教員の共通理解を有し、明確化された上で行われるようにする必要がある。

※就労のための課程及び生活のための課程については、申請する収容定員数に対し